

長浜市告示第239号

令和8年度国民健康保険料率（一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率、一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率、介護納付金賦課額の保険料率及び子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率）を次のとおり決定したので、長浜市国民健康保険条例（平成18年長浜市条例第98号。以下「条例」という。）第17条第3項、第22条の5第3項、第27条第3項及び第28条の5第3項の規定により告示する。

令和8年4月1日

長浜市長 浅見 宣義

1 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率（条例第17条第1項各号）

所得割	6.70%
被保険者均等割	28,500円
世帯別平等割	19,300円

2 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率（条例第22条の5第1項各号）

所得割	2.61%
被保険者均等割	11,700円
世帯別平等割	7,500円

3 介護納付金賦課額の保険料率（条例第27条第1項各号）

所得割	2.34%
被保険者均等割	12,000円
世帯別平等割	5,900円

4 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率（条例第28条の5第1項各号）

所得割	0.25%
被保険者均等割	1,200円
世帯別平等割	740円